

# 東根市立神町中学校 課外活動の運営計画 <移行措置版>

## I. 課外活動における「学校部活動」の運営に係る基本方針

1. スポーツや文化・芸術及び科学等に親しむことを通して、バランスのとれた心身の成長と豊かな生涯スポーツあるいは生涯学習を実現するための資質・能力の育成を図る。
2. 生徒の自主的・自発的な「任意の参加」により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
3. 学校・保護者・地域が連携して、部活動の指導・運営に係る今後の持続可能な体制を構築する。
4. 今後の部活動の在り方について、国、県、市の方針等を踏まえ、保護者・地域等の理解と協力を得るための意識啓発に取り組むとともに、将来的に「学校部活動」から「地域部活動」への移行が段階的かつ円滑に進められ、共同・融合して取り組む体制が整えられるよう推進していく。
5. 成績や結果のみを重視する勝利至上主義ではなく、「取り組みの過程」を重視し、人間としての健全な成長・発達と学校生活の安心・安定を最優先とする指導・支援を行う。

## II. 運営

### 1. 課外活動（「学校部活動」及び「地域における外部活動」等）

区分	活動名（顧問）	性別	活動名（顧問）	性別
(1)	野球 (梅津・佐藤竜)	男女	ソフトボール (門脇・奥山涉)	女
	陸上競技 (高橋・芦野)	男女	サッカー (鈴木・奥山め)	男女
	バスケットボール (村上仁・川越・植松)	男女	バレーボール (廣谷・三瓶・和田)	男女
	卓球 (小山・中村)	男女	剣道 (藤田・小関)	男女
	柔道 (森有・半澤)	男女	総合文化 (南齋・森里)	男女
	吹奏楽 (佐藤宏・加藤)	男女		
(2)	駅伝	男女		
(3) -①	硬式テニス (大山・村上恵)	男女		
(3) -②	体操（作山）	男女	新体操（作山）	男女
	水泳（芳賀・川上）	男女		
(3) -③	外部活動	男女		

(1) 練習の拠点が学校。※担当として教員を配置する。

(2) 練習の拠点は学校だが、特設のため必要に応じて設置。※担当として教員を配置する。

(3) -①中体連種目ではない（県専門部がない県準専門部扱いの種目）が学校内の施設やその他の施設を使用しての活動を認めている外部活動。※担当として教員を配置する。

(3) -②練習の拠点は外部での活動だが引率は学校対応。

※活動が外部であるが、中体連種目である（県専門部がある）ため、大会参加時の引率者として担当を配置する。

(3) -③硬式野球、サッカー、バドミントン、ダンス、弓道などの各種のスポーツクラブや書道、絵画、楽器など、文化・芸術・科学系の稽古塾・レッスン教室等の外部活動。

※活動等の状況把握のための総括担当として教員を配置する。

※中体連の種目へ参加する場合には、大会参加時の引率者として担当を配置する。

## 2. 「地域における外部活動」等について

生徒一人ひとりの自己実現を図る場として、学校部活動に限定せず、外部での活動等を推奨する。

- (1) 外部活動等の状況把握は、保護者からの報告に基づき、担当教員を通して校長が行う。
- (2) 保護者は、活動の計画と状況報告を学校（外部活動等の担当教員）に定期的に行う。
- (3) 心身の健康に配慮しつつ、学校部活動と外部活動の双方に所属し、活動することも可とする。
- (4) 心身の健康と学校生活の安心・安定のため、実態に応じて配慮した外部での活動等を認める。**

## 3. 休養日及び活動時間について

### (1) 休養日

平日	・・・	原則毎週月曜日、木曜日。
土・日曜日	・・・	週あたり1日以上。
休日（国民の祝日及び年末年始）	・・・	原則休養日とする。
長期休業中	・・・	<p>ただし、休日に大会等が行われる場合は、 直近の平日の活動日を休養日に設定する。</p> <p>①学校職員不在日には計画しない。</p> <p>②あらかじめ<u>提示する活動可能日</u>に計画する。</p> <p>③連続した休養日を設定する。</p>

### (2) 活動時間

平日 ・・・ 下記に示すとおり、学校が定める時間の範囲とする。

	通年	完全下校
6校時	15:20～16:30	16:40

土・日曜日等 ・・・ 3時間程度とし、学校が定める時間の範囲とする。

※ただし、練習試合等による移動及び準備、後片付けに要する時間  
を含まない

※部活動の地域移行を段階的に進めるべく、令和7年度は「部活動  
地域展開推進日」として、部活動を行わない土曜日・日曜日を月  
3回設定する

### (3) 休養日と活動時間に係る配慮事項

- ・生徒の生活リズムの安定と健康の維持に配慮し、始業前の活動は行わない。
- ・どうしても活動時間が超過したり、連続して活動を行ったりしなければならない場合には、直近における他の平日の活動日に超過時間分の休養日を設定し、相殺する。
- ・各担当教員は、生徒が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ（文化系のクラブも含む）・スポーツ少年団」の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動を行っている実態等を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の部活動と地域のスポーツクラブ等の活動日・活動時間を合わせても、上記II. 3の基準内の活動となるようにクラブ関係者及び保護者の理解と協力を得られるように調整を図る。

## 4. 部活動指導員について

- (1) 校長は、市から配置された部活動指導員に部活動の指導・支援を命じることができる。
- (2) 各担当教員は、部活動指導員と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故等が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図る。

## III. 年間活動計画及び年間活動実績について

1. 各担当教員は、上記のII. 3の規定に基づき、年度当初に適切な年間活動計画及び毎月の計画を作成して校長に提出し、活動許可を得る。活動に変更がある場合は、変更に見合った休養予定を設定し、校長の許可を得る。
2. 各担当教員は、年度末に年間活動実績を校長に提出する。校長は、各部の活動内容を評価する。

#### IV. 大会、発表会、コンクール等への参加、県外遠征、対外試合等の参加について

- 各担当教員は、学校の代表として部あるいは生徒を大会、発表会・コンクール等や県外遠征等に出場、参加させる場合は、校長の許可を得る。(中体連主催及び中文連主催等)。
- 県外遠征等に参加する場合、または宿泊を要する場合には、東根市教育委員会に事前に申請し、承認を得る。合宿については、実施地が県内外にかかわらず、同様の手続きを行う。
- 各担当教員は、生徒の学校管理下外における大会、発表会・コンクールや県外遠征等への出場、参加について、その把握を行う。各担当教員は、保護者に対し、学校管理下外における大会等への参加にあたっては、事前に担任等へ報告するよう理解と協力を求める。
- 移動については、自家用車か公共交通機関を利用する。**ただし、市内の大会等への参加については、各担当教員の引率・指導の下に自転車の使用を認める(整備点検・ヘルメット使用の徹底)。また、**自家用車での送迎の場合は、絶対に他の生徒を同乗させないこと。**

#### V. 「学校部活動運営委員会」及び保護者・地域との連携について

- 「学校部活動運営委員会」(保護者会長・コーチ・担当教員の合同会議)を開催し、学校部活動の運営方針を説明するとともに保護者、生徒、部活動等関係者及び地域からの理解と協力を得る。
- コーチは、各担当教員と保護者会長の推薦があった者を校長が委嘱する。任期は1年とする。
- 各担当教員は、学校部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動への支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会等を主催することのないよう、保護者の理解と協力を得る。
- 保護者会における学校部活動運営に係る経費がある場合は、その管理は保護者が行うものとする。ただし、各担当教員は、その使途等について把握するとともに、校長に報告し、本校の基本方針に掲げる内容に沿う適正な活用となるよう、保護者の理解と協力を得る。
- 学校部活動とスポーツ少年団等の活動は、生徒の自己実現の場として、密接に関わっており、各担当教員とスポーツ少年団は、適宜連携・協力を図る。
- 参加生徒が学校部活動とほぼ同じスポーツ少年団の活動状況は以下の通り。

月	火	水	木	金
男子バレーボール サッカー	男子バスケットボール 女子バスケットボール	なし	男子バスケットボール 女子バスケットボール サッカー ソフトボール	女子バレーボール
18:00～21:00	18:00～21:00		18:00～21:00	18:00～21:00

※生徒の健康と生活リズムの安定を第一とし、2時間以内の活動を遵守すること。

- スポーツ少年団の代表者は、部員の加入については、必ず任意とし、保護者会として加入を強制せたり、加入しなければならないような同調圧力がかかったりしないよう、関係者及び保護者に理解と協力を得ること。

#### VI. その他

- コーチ、部活動指導員、各担当教員等の関係者は、**生徒への暴力・暴言等、不適切な行為は絶対に行わないこと。**
- 感染症等の状況に応じて「II. 運営」に示す内容を変更する場合がある。

なお、上記以外の事項については、東根市教育委員会の定める「部活動方針」に則って実施する。

このたびの文部科学省・山形県教育委員会による「部活動改革の推進」の方針・計画等を踏まえつつ、令和5年度から設置者によって段階的に実施される「学校部活動」から「地域クラブ活動」への展開を見越し、本校の「学校部活動」と「地域における外部活動」を「課外活動」として一体的に整備・実施する。

上記の内容は、令和5年4月1日より実施し、設置者（東根市教育委員会）による「地域クラブ活動」への展開が完了するまでの期間、段階的に修正を加え、実施するものとする。

策定日 令和7年 4月 1日

東根市立神町中学校  
校長 長岡 篤志